

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

甲府市緑が丘スポーツ公園球技場

(6月27日改訂)

(10月1日改訂)

(R3年11月8日改訂)

【1.全施設共通事項（3密の回避）】

(1) 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- ①利用にあたっては、一人あたりの必要換気量を確保する。必要換気量が確保できない場合は、30分に1回、5分程度、窓及び出入口扉を全開にし必要な換気量を確保する。
- ②施設利用の際は、全ての出入口扉を開放して利用する。また、窓を開放したままで利用できる場合や網戸が設置してある窓については常時開放する。

(2) 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- ①利用時間や利用者数は、最小限とする。
- ②大会等については、主催者が事前に施設等に定められた観客数などを明記した感染防止策を提出し、協議を行うこととする。
- ③屋内施設（会議室）の利用については、床面積等に対し、一人当たり3㎡として利用人数を制限する。

(3) 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- ①受付は、代表者1名により行うこととし、次の利用者まで2mの間隔をあけるため、床にマーキングを行う。
- ②受付窓口にシートカーテンを設置し遮断を行う。また、現金等受渡用のコイントレーを使用する。
- ③近距離での会話や発声を避けるため、共用スペースの滞留を禁止する。
- ④休憩の際を含め、他の人との間隔を2m以上確保する。
- ⑤施設内は、右側通行とする。

【2.その他の感染防止策】

(1) マスクの着用

マスク着用について、職員が遵守するとともに、利用者（運動中を除く）及び観客にも着用をお願いする。但し、運動中マスクを外す場合

は、適切な距離をとるよう促す。

(2) 手洗い等

- ①入口に消毒設備を設置して、利用者の手指消毒を促す。
- ②職員は、業務開始時や他者の接触が多い場所に触れた後、トイレの利用後などには、石鹸などで手洗いを行う。

(3) 体調チェック

- ①職員に対して、出勤前に検温させ業務開始前に検温・体調確認を行う。
なお、発熱や軽度であっても風邪症状、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止させる。
- ②利用者について、発熱や軽度であっても風邪の症状、嘔吐・下痢等の症状があれば利用しないように呼びかけを行う。
- ③利用者については、受付窓口においてチェックシート、利用者名簿に氏名、連絡先を記入していただく。
- ④利用者には、原則として、事前に体調確認、検温を行ってもらおう。なお、事前に検温を行っていない場合は管理事務所で検温を行う。

(4) トイレの衛生管理

- ①不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、定期的に清拭消毒を行う
- ②トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- ③各トイレに石鹸を設置する。

(5) 休憩スペースのリスク軽減

休憩スペースの滞留を禁止する。

(6) 屋外スペースの使用制限

一度に利用する人数を減らすため、人と人との距離を保つよう利用者に促す。

(7) 清掃・消毒

- ①他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒液等用いて、定期的に清拭消毒する。
〈競技用備品、椅子、机、スイッチ、ドアノブ、手すり、蛇口、自販機等〉
- ②鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉して捨てるよう促す。
- ③ゴミを回収する際はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石鹸で手を洗う。

(8) 利用者への広報

- ①緑ヶ丘公園内に、感染症予防についての場内放送を定期的に流し、注意喚起を行う。
 - ②甲府市スポーツ協会 HP へ感染症予防対策、各施設の情報を掲載する。
- (9) 共用する備品等の貸出について
- ①共用する備品等は、返却後清拭消毒を行う。
 - ②清拭消毒が難しい備品等については、貸出を行わない。
- (10) 夜間の利用について
- ①各施設に、夜間利用者からのチェックシートを入れるボックスを用意する。
 - ②夜間利用等で当日、職員が確認できない施設は、翌朝確認をし、問題があった場合は利用代表者に連絡する。

【3.施設ごとの注意点等】

(1) 開放時間について

午前8時30分から午後9時とする。

(2) 利用について

①個人・団体利用の手続き

- ・「有料運動施設使用許可申請書」に代表者が連絡先等必要事項記入。
- ・代表者は、チェックシート（裏面：氏名及び住所名簿）を記入し、利用後に提出する。
- ・夜間利用団体（者）は、管理事務所入口横の郵便ボックスへ入れること。

②大会利用の手続き

- ・「有料運動施設使用許可申請書」の事前申請時に、新たに参加者全員の氏名・住所〔大会プログラム名簿(住所入)でも可〕を記載した名簿用紙とチェックシートを提出すること。
- ・大会等については、主催者が事前に感染防止策を提出し、指定管理者の指示に従ってください。

(3) 設備・器具の取扱いについて

- ・球技場設備・器具の使用とする。

(4) チェックリストの作成・確認

- ・感染拡大予防ガイドラインに基づき、毎日確認を行い、毎月のヒアリング時にまとめて市スポーツ課へ概況を報告する。